

私は、1961年に辺野古崎の東側の大浦湾側に面した瀬嵩という集落に生まれました。子供のころの瀬嵩の海は、浜のすぐ近くまで珊瑚で覆われていて、その海で釣りをして遊んだものです。珊瑚でできている砂浜は真っ白でした。今もよそから来た人は白いといいますが、昔はもっとずっと白かった。

72年の本土復帰後、海洋博覧会が開かれる頃から開発ラッシュが始まり、道路工事や土地改良によって赤土が海に流失し、珊瑚は辺野古沖合いのリーフまで遠のいてしまいました。それでも、ここ数年の環境保護への関心の高まりとともに、瀬嵩の浜の近く、大浦湾内部に珊瑚が戻りつつあります。

1997年、新基地建設計画が持ち上がったころ、私は、辺野古にある土建会社に勤めていました。この珊瑚の広がる豊かな海を基地のために埋め立てる、しかも公共工事の名の元に、自分たちの税金で地域にとって迷惑な基地を作る。そして、私は、それを生業としてすすめていく、そう考えると、やりきれなかった。だから私は、土建会社を退職しました。

1950年代以降、辺野古にキャンプシュワブの建設が始まった頃。これまで（よその）基地建設への状況を見てきた住民は、抵抗しきれないとあきらめ、大きな反対運動をしなかったと地域の長老から聞かされました。私は、だから新しい基地の建設地にここが選ばれたのだと思っています。今また、新たな基地建設を受け入れてしまえば、この地域は、私の子供や孫の代になっても、いやなものが押し付けられてしまうことになる。この地域は国が決めた国策に、しょうがないと諦めるのではなく、自らの足で立ち、頭で考え、選択できる地域にしたい。

名護市の東海岸の豊かな海を保全し、珊瑚やジュゴンをアピールすることで、地域おこしができると私たちは考えています。産業のないこの地域は、豊かな自然が唯一の財産です。そしてその自然とともに生きることは、この地域が持続可能な社会でありうるための唯一の道です。私たちはそのことに遅ればせながら気づきました。

しかし住民投票で新基地 No といっても、国はこれまで土木工事と補助金という利権をえさに、地域住民を分断し、建設準備を強硬に進めてきました。アセス法の手続きを踏まずに始められた、いわゆる環境事前調査では、何のためにどういった調査をするのかということがまったく公表されませんでした。私が海底に潜ってみると、珊瑚の卵を採取するための着床版という機材が珊瑚の上に鉄筋を打ち込んで設置されていました。本来サンゴの分布調査であれば、珊瑚がある場所に着床版を設置する必要はないわけです。もうそこに珊瑚があることはわかっているわけですから。彼らは珊瑚の広がり調査するためではなく、卵を採取し、基地建設後の移植用の珊瑚を、水槽で増やすために、珊瑚がある場所を選んで着床版を設置したとしか思えません。

ジュゴンの調査については、海草を食べるために内海へやってくるジュゴンが通るリーフの切れ目があります。地域のお年よりは、その出入り口を、ジュゴン(ジャン)の口と呼んでいます。防衛局はそのジュゴンの通り道にカメラを設置したのです。しかもロープで斜めに固定しています。これではまるで、ジュゴンに入ってくるなどといったようです。

ジュゴンの出入りについては、辺野古海域の海草の食み跡を調べれば分かることです。ジュゴンの撮影に何億円もかける必要があるのでしょうか。彼らが行っていたのは環境調査という環境破壊です。防衛局は実態を隠蔽したまま、事業を進めるための、単なる通過点として環境調査を行ったのです。こうした彼らの姿勢は住民との合意形成を基本とするアセス法の精神に反するのではないのでしょうか。

そういった例は数え切れません。たとえば、一昨年の方法書でだされた膨大な追加資料にたいして、市民が意見を述べる機会は与えられませんでした。また方法書にはなかった4つのヘリパッド、200mの護岸、汚水処理浄化槽、給油エリアなどが、準備書に突然現れました。

オスプレイについてはアメリカが出している資料の中で、普天間代替施設への配備があきらかになっているのに、防衛局は「配備決定と聞いていない」とアセスの対象にしていません。(アセス法では、予測が可能なものに対しては、アセスの対象です)

キャンプシュワブ内の兵舎の移設工事は、あきらかに新基地建設事業の一部であるのに、「古くなったから立て替えるだけ」とし、それも環境アセスの対象にしていません。ジュゴンについての複数年調査をしないまま環境調査を終わらせたことも、ジュゴンへの悪影響は避けられないという結果を事業が始まる前に出したくないからではないのでしょうか。

防衛局は新基地建設全体に対する環境評価を避けるため、基地建設に関する一連の事業を細分化し、情報をできるだけ隠蔽していきました。細分化された個々の事業による、環境への悪影響をできるだけ過小評価し、基地建設全体までも、環境に与える影響は少ないと結論付けています。

しかし、環境はつながっています。辺野古崎で潮の流れが変われば、その周りのすべての海に影響が出ます。オスプレイが飛ばば、汚水処理層がひとつできれば、陸にも海にも影響が出ます。小さな悪影響が積もり重なれば、それは大きな悪影響になるはずで。

基地建設事業を総合的にとらえ、それによる地域への影響を評価することこそ私たちが望んでいることです。

アメリカで私たちが起こした裁判では、文化財保護法の手続き違反として、サンフランシスコ地裁が国防省に対し、日本の文化財であるジュゴンを守るために、地域住民からの意見・情報収集をするなどの手続きの履行を命令しました。

外国の文化財がこの法律の適用対象になったのは初めてのことです。前例のない訴えに対し、サンフランシスコ地裁では、文化財保護法の精神を尊重し、たとえ外国であろうとも、日本政府がつくろうとも、アメリカ軍が使う場合は国防省に文化財保護法を守る義務があると認めました。

環境アセスメント法は日本ではまだ歴史の浅い法律です。だから今回の僕たちの訴えは前例がない、それはわかっています。日本では損害がない場合は裁判を起こすことも困難だということも聞いています。

けれども、損害が出てしまってからでは遅いのです。環境アセス法で守られるべきものは、破壊される前の自然環境、私たちの生活環境のはずです。

ですからどうぞ、私たちの訴えを、取り扱ってください。門前払いすることなく、しっかりと受け止めて、新しいこの法律の歴史を作ってください。

私たちのように弱い立場にある住民は国が間違っただけをしても、なかなかそれを止めることができません。そんな弱者を守るこそ、こうした法律の役目ではないのでしょうか。

環境アセスメント法は環境を保全し、持続可能な社会を構築するために作られたと理解しています。防衛局が行った環境調査のやり方は環境を守るためではありませんでした。

そして基地建設で持続的な社会を作ることはできないと私たちは考えています。

どうぞ、これからの日本社会がアセス法の精神を守り、環境を守る国になるように、この訴訟の意義を認めてください。

最後に裁判官殿、そもそも代替施設として米国が要望したのは、長さ45メートルのヘリコプター発着帯です。それが公共工事の受注者の利害もからみ大きく膨れ上がったのです。

環境アセス法の精神にのっとり環境を壊さない判決を、次の世代に道を開く判決をお願いいたします。

その判決が、ここに居る防衛局の職員にも国を守ると言う事は沖縄を捨石にしないと言う事だと伝わると幸いです。

ぜひ押し付けられた地域社会に光を当てる判決をお願いいたします。

2009年10月21日

原告団事務局長 東恩納琢磨